

山城屋和助事件（一）

—— 陸海軍関係者の処分をめぐって ——

菅原 彬州

はじめに

- 1 山城屋和助と山県有朋
- 2 陸軍関係者の処分
 - (1) 小林安足の口供
 - (2) 湯浅則和の口供（以上、本号）
 - (3) 林英吉の口供
 - (4) 小林安足・湯浅則和・林英吉の処分
 - (5) 船越衛・種田政明・木梨精一郎の処分
 - (6) 桜井直養・岡林茂基・田中信良の処分
- 3 海軍関係者の処分
 - (1) 石川武直の処分
 - (2) 西尾貞俊の処分
- 4 処分後の陸海軍関係者
 - (1) 湯浅則和・林英吉
 - (2) 船越衛・木梨精一郎
 - (3) 石川武直・西尾貞俊

おわりに

はじめに

山城屋和助事件とは、尾去沢銅山事件とともに¹⁾、世人から疑惑視された明治初年の疑獄事件である。

山城屋和助は長州人で、山県有朋をはじめとする長州閥が主流であった陸軍から莫大な官金の融資を受け、その官金を資本に多大な利益をあげた維新政府の御用商人であった。借入金の総額は約64万8000円に達したといわれている。

ところが、生糸相場の下落により、山城屋和助は大きな損失を出し、それを挽回するために欧米へ出かけたが、パリでの豪遊ぶりが評判となり、国内でも、山城屋和助への放漫な融資に対する疑惑が次第に高まっていった。そこで、陸軍大輔の山県有朋は山城屋和助に電報で帰国を促す一方、下僚に融資の状況を取り調べさせ、貸付金返済を命じさせたのである²⁾。

しかし、山城屋和助は返済不能の状況に陥り、帰国後、一切の借入関係書類を焼却し、1872年12月29日(明治5年11月29日)、陸軍省の一室で自殺してしまうのであった。そのため、山城屋和助が陸軍省へ納入するはずであった軍需物資も納入不足となり、それが貸付金の焦げ付きをもたらし、結果的に多額の官金損失を生むことになるのであった。

それでは、この不始末の責任は誰にあるのであろうか、責任を負わされて処分を受けた者が誰かいるのであろうか。

本項は、疑惑の消えぬまま有耶無耶のうちに闇に包まれることになったこの山城屋和助事件に関連して、処分された陸海軍関係者がいるとすれば、それは誰であり、どのような処分を受けたのかについて、その実相を明らかにしようというものである。

それではまず最初に山城屋和助と山県有朋について取り上げ、その次に処分された陸海軍関係者について、具体的に見ていくことにしよう。

なお、年月日表記は、1873(明治6)年に太陽暦が採用されているので、新暦(旧暦)という形で記していることをお断りしておきたい。

1) 拙稿「尾去沢銅山事件(一)」(中央大学法学会『法学新報』, 2022年, 第3・4合併号), 「尾去沢銅山事件(二)」(『同上』, 2022年, 第5号), 「尾去沢銅山事件(三・完)」(『同上』, 2023年, 第12号)。

2) 『国史大辞典』, 吉川弘文館, 1993年, 164頁。

山城屋和助事件（一）（菅原）

山城屋和助事件・陸海軍関係 年表

旧 暦	新 暦	事 項
M2.07.08	1869.08.15	官制改革により軍務官を兵部省に改編
M4.11.20	1871.12.31	兵部省武庫大令史湯浅則和・任兵部省武庫正
M5.02.27	1872.04.04	兵部省が分かれ陸軍省と海軍省を設置
M5.02.27	1872.04.04	山県有朋・任陸軍大輔
M5.02.30	1872.04.07	船越衛・任陸軍大丞, 種田政明・木梨精一郎・桜井直養等3名・任陸軍少丞, 田中信良・任陸軍省7等出仕
M5.03.05	1872.04.12	西尾貞俊・任陸軍大録, 小林安足・任陸軍少録
M5.03.09	1872.04.16	陸軍大輔山県有朋・任陸軍中將兼陸軍大輔, 任近衛都督
M5.03.19	1872.04.25	陸軍大録西尾貞俊・任陸軍省7等出仕
M5.05.14	1872.06.19	海軍省8等出仕石川武直・任海軍省7等出仕
M5.07.10	1872.08.13	陸軍省8等出仕岡林茂基・任陸軍省7等出仕
M5.07.20	1872.08.23	陸軍中將山県有朋・免近衛都督
M5.07.22	1872.06.25	陸軍省7等出仕岡林茂基・任陸軍会計2等監督
M5.10.14	1872.11.14	海軍省7等出仕石川武直・任海軍武庫正
M5.11.03	1872.12.03	陸軍少録小林安足・任陸軍権中録
M5.11.24.	1872.12.24	陸軍省武庫正湯浅則和・任陸軍少佐
M5.11.24.	1872.12.24	陸軍少佐湯浅則和・砲兵局分課武庫正兼務被申付
M5.11.29	1872.12.29	山城屋和助・陸軍省内で割腹自殺
	1873.03.18 (M6)	陸軍少佐湯浅則和・任陸軍中佐
	1873.01.18	陸軍中佐湯浅則和・砲兵局分課兼武庫正被免, 造兵司分課武庫司御用兼勤被申付
	1873.02.22	陸軍省七等出仕西尾貞俊が陸軍省へ進退伺を提出
	1873.04.10	陸軍大輔山県有朋が辞職願を提出
	1873.04.10	陸軍少丞桜井直養が陸軍省へ進退伺を提出
	1873.04	陸軍七等出仕岡林茂基が陸軍省へ進退伺を提出
	1873.04.18	陸軍中將兼陸軍大輔山県有朋・依願免兼官
	1873.06.08	陸軍中將山県有朋・兼任陸軍卿
	1873.07.19	陸軍少丞種田政明・任陸軍会計監督, 陸軍省7等出仕岡林茂基・任陸軍会計軍吏正, 陸軍大録林英吉・任陸軍会計軍吏
	1873.08.08	陸軍大丞船越衛・陸軍少丞種田政明・陸軍少丞木梨精一郎等の3名が陸軍省へ進退伺を提出
	1873.08.14	陸軍大丞船越衛が依願免本官, 但位記返上
	1873.08.14	陸軍少丞桜井直養が依願免本官

旧 暦	新 暦	事 項
	1873.08.15	陸軍少丞木梨精一郎が依願免本官 但位記返上
	1873.08.24	陸軍 11 等出仕小林安足・免出仕
	1873.09.30	陸軍中佐湯浅則和喚問に付、陸軍省が正院へ伺を提出 (10.2・伺の通)
	1873.10.14	陸軍会計軍吏林英吉喚問に付、陸軍省が正院へ伺を提出 (10.17・伺の通)
	1873.11.10	陸軍会計監督種田政明・陸軍会計監督西尾貞俊・陸軍会計軍吏正岡林茂基・元陸軍大丞船越衛等の 4 名の喚問に付、陸軍省が正院へ伺を提出
	1873.11.29	陸軍会計監督種田政明・任陸軍少将
	1873.12.09	陸軍省 7 等出仕西尾貞俊・依願免出仕、陸軍省 7 等出仕田中信良・免出仕
	1873.12.24	海軍武庫正石川武直喚問に付、海軍省が正院へ伺を提出
	1873.12.27	海軍省武庫正石川武直へ出仕差控え自宅停住の海軍省達
	1874.01.31 (M7)	船越衛・任内務省権大書記官
	1874.02.14	陸軍中佐湯浅則和と陸軍会計軍吏林英吉が夫々口供書に捺印
	1874.02	元陸軍省 11 等出仕小林安足が口供書に爪印
	1874.04.19	海軍武庫正石川武直処分に付、海軍省が正院へ伺を提出
	1874.05.03	海軍武庫正石川武直に退職・位記追奪の判決申渡
	1874.07.18	木梨精一郎・任内務省 7 等出仕
	1874.07	西尾貞俊・任海軍中主計
	1874.09.25	陸軍裁判所が陸軍中佐湯浅則和・陸軍会計軍吏林英吉・元陸軍省 11 等出仕小林安足等 3 名の処分案を決定
	1874.10.08	陸軍中佐湯浅則和・陸軍会計軍吏林英吉・元陸軍省 11 等出仕小林安足等 3 名の処分に付、陸軍省が正院へ伺を提出 (10.23・伺の通)
	1875.02.20 (M8)	陸軍中佐湯浅則和へ回籍・位記追奪の判決、陸軍会計軍吏林英吉へ回籍の判決を夫々申渡、元陸軍省 11 等出仕小林安足へ死刑判決を申渡
	1875.04.20	林英吉・任和歌山県 8 等出仕
	1876.6.12 (M9)	木梨精一郎、琉球藩内務省出張所長に任命され、東京を出発
	1876.6.13	陸軍少将種田政明・任熊本鎮台司令長官
	1876.07.12	陸軍裁判所が司法 6 等判事桜井直養・陸軍会計 1 等副監督岡林茂基・広島県平民田中信良等 3 名に付無罪の見込を陸軍省に具申
	1876.07.31	内務権大丞船越衛・陸軍少将種田政明・内務少丞木梨恒準・海軍中主計西尾貞俊等 4 名の処分に付正院へ伺を提出
	1876.09.20	内務権大丞船越衛に閉門 98 日・位記追奪の判決、海軍中主計西尾貞俊に謹慎 20 日の判決を夫々申渡
	1876.10.24	熊本鎮台司令長官陸軍少将種田政明が神風連の乱で死亡
	1880 (?) (M13)	木梨精一郎に閉門 49 日の判決を申渡

1 山城屋和助と山県有朋

山城屋和助 生年1836年（天保7年）

没年1872年12月29日（明治5年11月29日）

山城屋和助は、1836年（天保7年）、周防国玖珂郡山代荘本郷村の医師野村信高（玄達）の四男として生まれる³⁾。本名は野村三千三である。幼少時の1846年（弘化3年）に両親を相次いで亡くし、親戚により萩の浄土宗の寺・隆昌院に預けられる。1863年（文久3年）に還俗し、長州藩高杉晋作が創設した奇兵隊に入り、馬関戦争に従軍する⁴⁾。戊辰戦争では、奇兵隊監督・山県有朋の部下として従軍し、越後口では御陵衛士の生き残りの篠原泰之進や高鍋藩兵と共に戦った。

その後、野村三千三は山城屋和助と名を改め、維新政府の軍政に携わるようになった山県有朋の縁故で兵部省の御用商人となり、始めは横浜馬車道に店舗を出し後に南仲通り3丁目に本拠を構え⁵⁾、1871年（明治4年）には東京日本橋区本石町にも店を出した⁶⁾。山城屋和助は生糸を外国商人に売って巨利を博し、兵器・弾薬・被服などの軍需品を輸入して陸海軍両省に納品していた。そして、そのための事業資金を陸軍省から数次に無担保で貸付を受け、その総額は64万8000円に上ったといわれている⁷⁾。また、陸軍省の長州系武官文官らは官金貸付の見返りとして、「山城屋が御用商人として省の特恵を受けてゐるのを奇貨とし、彼に迫まつてその財を借る

3) 山城屋和助の生年については、1836年（天保7年）説（大植四郎『国民過去帳』41頁）と1837年（天保8年）説（『海を越えた日本人名事典』608頁）があるが、彼が割腹自刃したのが数え37歳の時であるとする、1836年（天保7年）に生まれたことになる。

4) 前掲、『海を越えた日本人名事典』、日本アソシエーツ、1985年、608頁。

5) 坪谷善四郎『内外豪商列伝』、博文館、1891年、164頁。

6) 関壮一郎『政界疑獄史』、日本書院出版部、1930年、39頁。

7) 渡辺幾治郎『人物近代日本軍事史』千倉書房、1937年、152頁。

者も多かつた」ともいわれている⁸⁾。

山城屋和助に「迫まつて」借りたか否かは判然としないが、例えば、陸軍中尉岡恒春は金150円を山城屋和助から借り受け、それを司法省へ返納している⁹⁾。

岡陸軍中尉故山城屋和助ヨリ借受司法省江返納可致分為替證書相添別紙之通宇都宮營所ヨリ申出候間其俣差出候此段申進候也

七年一月七日 代理陸軍中佐阿武素行

陸軍卿山県有朋殿

別紙

第七大隊付中尉岡恒春義故山城屋和助ヨリ借受候金円司法省へ相納方云々過日御達相成居候処今般同隊々長大嶋大尉ヨリ別紙申出候金百五十円相添差出候間即チ当地出張之小野組ニ申付為替トシ別證券致進達候可然御取計被下度此段申進候也

十二月十八日 宇都宮營所

東京鎮台 御中

又別紙

金百五十円

右ハ岡恒春義故山城屋和助ヨリ借用致候処同人身代限り被仰付候ニ付右金司法省へ上納可仕様兼テ御達有之候処此度右金岡恒春ヨリ指出シ候ニ付則上納いたし候条可然御取謀被下度此段申進候也

第七大隊長 大寫大尉

宇都宮營所 御中

1871年（明治4年）、山城屋和助は自ら欧米に出かけて貿易の実況を視察

8) 同上。

9) 「東台より岡陸軍中尉故山城屋和助より借金云々」（『大日記 諸鎮台 伺届 并諸達 明治7年1月 陸軍第1局』）。

し輸出事業の発展を企図した。1872年2月5日（明治4年12月27日）、「諸役所納品原価取調」という名義で¹⁰、横浜を出航した山城屋和助は、陸軍省などへ納品する軍需物資の調達契約にも従事していたが¹¹、パリでの豪遊ぶりが次第に噂となって広まり、それは駐仏中弁務使の鯨島尚信は言うに及ばず、大西洋を越えて駐英大弁務使の寺島宗則の耳にまで聞こえる程であった。

寺島宗則は、次のように、外務省に内報している¹²。

日本の紳士にして野村三千三なるもの、多く世人の知らざる所なるに、当地に於ける豪遊は目覚しきものあり、有名なる巴里の旅館に宿泊し、屢々劇場に遊んで、一流の女優に戯れ、又競馬に万金を一擲して屢々破れ、近日は巴里一富豪の金髪美人と婚約を結ぶとの噂あり、彼が巴里に来著してより費消した金額、既に数十万円に達せるは事実なり。

しかし、折から勃発した普仏戦争の影響で生絲相場が大暴落したため、生絲相場に手を出していた山城屋和助の損金は30万円に達していた。そのため、欧米に出発する前に「重立たる支配人一同をまねき不在中の諸事を托し我帰国する迄は凡一ヶ年の予定にして今ま生糸洋銀の損金三十万円にもなり居れば此後何様に利益ある事とて相場に類似し事に手を出す可らず若し勝利を得て大金を貯へ置とも決して我悦ぶ所にあらず努この一事を忘るなかれ」と厳命していたにも関わらず¹³、山城屋和助の留守中、「重立ちし支配人兩名申し合せ予ての生糸洋銀の損耗を回復さんと和助出発前の詞をも用ず洋銀米油の相場に手を出せしが忽ちに五十万円余の大失敗を来」してしまう事態となったのであった¹⁴。結局、山城屋和助は80万円と

10) 白柳秀湖『日本富豪発生学 下士階級革命の巻』、千倉書房、1931年、20頁。

11) 鯨島文書研究会編『鯨島尚信在欧外交書簡録』思文閣出版、2002年、275頁。

12) 前掲、渡辺幾治郎『人物近代日本軍事史』、153頁。

13) 『古今名誉実録』第3巻、春陽堂、1893年、95頁。

いう莫大な損失を蒙ってしまったのである。

寺島宗則の外務省への内報にあったように、パリで観劇や一流の女優と交際し、屢々競馬で大金を損失し、果ては大富豪の金髪美人の令嬢と婚約が調ったという噂が流れるようになった山城屋和助であったが¹⁵⁾、そのような山城屋和助の下に早急に帰国を促す連絡が山県有朋から届いた。

というのも、日本国内では、陸軍省の山城屋和助への放漫な貸付が問題視され疑惑を招いていた。陸軍省の責任者である山県有朋としても、それを黙過するわけにはいなくなってきたからであった。

当時の山県有朋は、1872年4月16日（明治5年3月9日）に陸軍中将・近衛都督に任じられ、陸軍大輔は兼任となったが、薩摩閥が主流の近衛将校らとは反りが合わず、陸軍省の山城屋和助への身置質な貸付を聞き込んだ陸軍少将桐野利秋が山県有朋の責任を厳しく追及してきたのであった。桐野利秋は「兵を発して山城屋商店を包囲し、これを閉鎖すべしとまでいきまくに至つた」という¹⁶⁾。

当時の近衛兵について、『明治天皇記』には、次のように記されている¹⁷⁾。

当時の近衛兵は鹿児島・山口・高知の旧三藩より徴集せし旧御親兵にして、有朋之れを統轄す、其の将士甚だ精鋭なりと雖も又頗る制御し難く、平素有朋に心服せざる将卒等往々其の命令に反抗し、遂に紛糾解くべからざるに至れるものの如し、

苦境に陥った山県有朋を助けたのは、西郷隆盛であった。

岩倉使節団の副使として滞欧中の大久保利通に宛てた西郷隆盛の明治5

14) 同上、97頁。

15) この金髪美人は16歳のワッチという名の女性であるという。同上、96頁。

16) 前掲、渡辺幾治郎『人物近代日本軍事史』、154頁。

17) 『明治天皇記』第二、吉川弘文館、1969年、727頁。

年8月12日付書簡には、次のように記されている¹⁸⁾。

兵部省中にて、近衛局少々物議沸騰いたし、山県引き込み、暫時混雜に及び候故、御巡幸先へ申し来り、私共兄弟共早々罷り帰り候様との事に御座候間、余程配慮仕り候て罷り帰り候得ば、差したる事にもこれなく候得共、山県氏迫も再勤の体これなく、色々申し述べ候得共、聞き入れこれなく候に付き、私にも御脇に立ち、共に難を引き受け申すべく候、実は鹿児島隊の難物も是迄打ち任せ置候次第、不行届の訳にて御座候間、此の上は共に尽力仕るべく候に付き、何卒再勤いたし呉れ候処再往相願ひ候処、漸く合点致され候に付き、私には元帥にて近衛都督拜命仕り、当分破裂弾中に昼寝いたし居り申し候。

近衛将校らが山県有朋への批難・攻撃で「沸騰」し、山県有朋も陸軍省の山城屋和助への放漫な貸付の責任を激しく追及された結果、近衛都督辞任の意向を持つに至った。明治天皇の鹿児島行幸の供奉として鹿児島にいた西郷隆盛・西郷従道へも近衛局の「物議沸騰」の急報が届き、二人は急遽丸亀にいた天皇に命じられ、天皇に先立って帰京し、山県有朋を慰諭した。しかし、山県有朋は頑強に「再勤」の意志がないことを主張して譲らず、1872年8月23日（明治5年7月20日）、副都督の西郷従道と共に近衛都督を免じられ¹⁹⁾、かたや参議兼陸軍元帥の西郷隆盛が、前日の1872年8月22日（明治5年7月19日）に近衛都督に任じられた²⁰⁾。

これについて、『我国之前途』には、次のように述べられている²¹⁾。

西郷因テ山県ヲ諭シテ職ヲ辞セシメタル上、桐野一派ノ武官ヲ召集シ、

18) 『西郷隆盛全集』第3巻、大和書房、1978年、296頁～297頁。

19) 『陸軍省日誌』第20号。

20) 同上。

21) 渡邊修二郎『我国之前途』、大東出版社、1894年、107頁～108頁。

勸告告ゲテ曰ク、本日山県狂介ハ辞職セシメタリ、若シ尚ホ諸君ニシテ言フベキノ事アラハ、吉之助請フ之ヲ聞カント。西郷ノ此一言ニ対シテ衆皆ナ異論ナキヲ答フ。是ニ於テ武官ノ動搖鎮定ス

こうして、桐野利秋ら近衛将校の不満・不平も抑えられ、事態は収拾されたのであった。

近衛騒動が山県有朋の近衛都督辞任でひとまずは収まった直後の1872年8月26日(明治5年7月23日)にアメリカ経由で帰国した山城屋和助は²²⁾ 出発前の30万円の損失に加えて、留守中の番頭らの引き起こした50万円の損失に驚愕し、其の挽回策として大蔵・陸軍両省から80万円の貸付を受けて、取り敢えず急場を凌いだのであった²³⁾。

しかし、64万8000円余に上っていた陸軍省の山城屋和助への貸付をめぐる問題が世人の疑惑を招くようになり、司法卿の江藤新平も調査に乗り出してきたので、陸軍省としてもこのまま問題を放置しておくわけにはいかなくなってきた。そこで、山城屋和助への貸付金回収に決し、督促急なるものがあつた。真偽の程は判然としないが、山城屋和助は「一時ノ急ヲ免レントテ大胆ニモ陸軍省会計官木梨精一郎記名捺印ノ手形ヲ偽造シテ融通ニ供シ」たという²⁴⁾。

当時、陸軍省は、軍需品購求のため洋銀15万ドルを貯えていたが、その価値が漸次低下してきた際に、その価値の回復を図るため、山城屋和助にこの洋銀15万ドルを下付していた。その返済の期限がきても返済が遷延したので、陸軍省は山城屋和助に新たに保証人を立てて抵当をいれるように求めた。しかし、陸軍省が保証人として当初指定した高島嘉右衛門には断られ、次には堀越角二郎・富屋源七郎らにも拒否された山城屋和助は²⁵⁾、

22) 前掲、坪谷善四郎『内外豪商列伝』、164頁。

23) 前掲、『古今名譽実録』第3巻、99頁。

24) 前掲、渡邊修二郎『我国之前途』、106頁。

25) 香夢楼主人編『耐忍偉業 商人立志篇』、金櫻堂、1888年、127頁。

手代を保証人とし、所有の家屋地券等を抵当に入れることで返済期限の延期が認められたものの、折しも改暦の影響もあってか、返済のための金策も八方塞がりとなり、遂に二進も三進もいかなくなって、陸軍省の貸付に関する関係書類や軍人等の借金関係書類一切を前夜の中に焼却処分し、1872年12月29日（明治5年11月29日）、陸軍省の「教師館」で自刃するに至ったのであった。

自刃の状況は、次のようなものであったと記されている²⁶⁾。

和助は廿九日の早朝に起出で生鶏卵を肴に五合ほどの酒をすごし静かに新調の洋服を着替へ馬車に乗りて七時三十分頃兵部省（*陸軍省）へ出頭し門前にて馬車を下り革篋と毛織かぼんの敷物を携へ用達商人の控所に通り暫らく休息為せしが頓て掛の者に面会なし少しく調べものあれば教師館を暫時拝借いたし度旨述べしに長官の出頭までは苦しからずとの事に和助は悦び東の方の教師館に入り内より堅く錠をおろし革篋の内より書面二三通取出して机上に並べ遺書を認め傍に明年結婚の約あるワッチ婦人の写真を置き一尺二寸五分の短刀を取出して洋服の前を抜き椅子にかゝりし俣割腹して相果たり

そして、自刃の前夜に認めたと思われる遺書2通と辞世の歌には、次のように記されていた²⁷⁾。

以書付奉願上候

私儀元来山口県野村三千三と申す者に御座候去る辰年北海道脱走の一挙起り候処彼の脱走の内密かに当港へ渡海政府の挙動を伺ひ候様の風聞有之候につき内命を蒙り商人と身をやつし当港へ住居致し候て人別

26) 前掲、『古今名誉実録』第3巻、100頁～101頁。

27) 同上、101頁～103頁。

を小田原在佐藤定次郎弟と改め今日まで商業取引し来り候処今般無余儀官借に迫り進退維れ谷り困窮の余り遂に決死覚悟仕候就ては右定次郎並一類の者まで私身の上の事は更に存じ申さず候間死後必ず迷惑に立ち至り不申候様奉願上候猶又私身代の義に付ては官借はじめ外国人其他へも数々取引有之候処定めて御手数相掛り候事と奉恐縮候前書申上候件々何卒格別の御寛典を以て跡へ残り候召仕共へ迷惑に相成不申様伏して奉願上候

壬申霜月二日

山城屋和助

以書付奉申上候

此度の事件皆様へ容易ならざる御心労相掛け奉恐縮候私事も種々心を尽し候得共最早手段も無之家名相続すべき目途も無之候に付死を以て御詫申し上候何卒跡々御まとめの事も急々片附間敷愚考罷在候につき成丈け跡に残り候者へ迷惑に相成不申様格別御寛典の御処置奉願上候全く私の不所存より出来候とは申しながら一銭にても身分勝手には不仕此先一ケ年も此まで通りに勉強いたし候はば少しは安心の目途も相付可申と東西へ奔走日夜勉強仕居候処豈計らんや此度の事件実に無余儀次第に御座候に付ては前条申上候通り跡々始末方の儀何卒御寛典の御処置幾重にも奉歎願候

さてかゝる開明の御代も余所に見て冬枯れの霜と消ゆるかなしさの余り大言には御座候へども身の非を第一として世上の栄枯を御一笑のため申し残し候抑もやましろやのはじまりは皆々様よくも御承知の通りふとしたる事より元金五百両を以て横浜へ飛び出し凡そ一ケ年も暮らすうち数万両の元手に出逢ひ夢に夢見し如く俄かの金持時こそ得たれと四方へ手を広げ出店を設け彼是月日を送るうち事さなりさなりとかけ引くゆえ世上の人目を覚しいかなる神の出現にやとふしぎに思ふも尤なり憐むべし世の盛衰過ぐる十月中頃までは当る敵もなかりしところ思ひもよらざる事おこり終に今日の有様と成り行き申候一首御一笑

に備ふ

世の中にその名も高く山しろや開けて御代の土とこそなれ

壬申霜月二日

野村正風

人は死すべき時死せざればの言葉実にはづかしく覚へ候

誉れある越路の雪ときゆる身をながらへてこそはづかしきかな

山城屋和助の遺骸は、所持していた短刀・帽子・鎖付きの金時計などと共に、神奈川県出張所の役人へ陸軍省から引き渡され²⁸⁾、関係者により神奈川県久良岐郡戸太村の共同墓地に葬られた。法名は常願院知観日就居士とし、後に東京府の西方寺に血染めの洋服・短刀等の品々を埋めて墓石が建てられたのであった。

山城屋和助の死は、改暦で年が明けた1873（明治6）年1月に、以下のよう
に報じられた²⁹⁾

〔『新聞雑誌』七二〕府下巨商山城屋和助、陸軍省借金負債ノ事ニ差迫リ、十一月廿九日同省ニ於テ一封ノ書面ヲ遺シ置キ潔ク自尽ヲ遂ゲタリ、同人予テ商法ニ志厚ク、近頃又海外各国ヲ歴過シ、帰朝ノ後益々其業ヲ大ニセント奮励竭力ノ折柄、其負債事件ノ詳細ハ知ルベカラズト雖モ、従容一死ヲ潔フセシハ実ニ愛惜スベキヲナラズヤ殊ニ平日他方工貸渡セシ金銀券状類ヲ其前日ニ方リ尽ク焼キ棄テタリシ由、又従来同人ヨリ借金セシ人々モ多カル中ニハ、此困厄ニ乗ジ己ガ負債ヲ幸ト思ヒシ者モアルベシ、然ルニ或旧識ノ官員其死ヲ追悼シ、直ニ四百余金ヲ贈リテ葬資ニ充テシト云、此事ニ併セテ世人ヲシテ頂門ノ一針トモナスベキヲナリ。

28) 「11月29日 武藤権大属 横浜南中通山城屋和助死体所持品正に引取申候」（陸軍省大日記・各県雑『諸県 明治五年十月十一月』）。

29) 『新聞集成明治編年史』第2巻、本邦書籍、1982年、5頁。

記事中にある「旧識ノ官員」とは、山城屋和助と同郷の軍人である陸軍少将鳥尾小弥太であったことが、次の話からわかる³⁰⁾。

鳥尾小弥太得庵と号す、初め中村百太郎といふ、山城屋和助初め奇兵隊にあり野村光三と云ひ、得庵と相知る、商権の外国人の手に落つるを憤慨し、終に身を商業界に投じ、田中平八高島嘉右衛門と並称し横浜の三豪商といふ、明治五六年の頃、和助官債を負ひ屠腹す、和助の盛なるや、車馬常に門に満つ、其の死するに及び一人の間弔するものなし、独り得庵其の死を聞き直に東京支店に至り之を弔し、且つ曰く、若し難事あれば、一臂の力を添ゆ可し、^{ばんとう}主管某曰く、柩を横浜に送らんとするも其の費を弁ずる能はずと、得庵曰く、幾何金を要するや、主管の曰く、二百金あれば足らん、得庵曰く易々たるのみと、乃ち主管を従へ邸に帰り、家人を呼び現金を問ふ、家人曰く五百金許り、得庵曰く今月の費幾何あれば可なりや、家人曰く百金得庵乃ち四百金を主管に与え、曰く是れを以て主人の柩を送り葬式を営み、長州人の体面を汚すこと勿れ。

山城屋和助による陸軍省への負債関係書類一切の焼却処分と、その自裁によって、結局、負債一件は闇に葬られ、その全貌は明らかにされることなく、今日に至っている。

陸軍大輔の職にあった山県有朋は、近衛都督を辞任した後、徴兵令の制定をみた1873年4月10日に、以下の陸軍大輔の辞表を出した³¹⁾。

伏惟フニ古ヨリ能ク盛大ノ事業ヲ成ス者苟モ之ヲ察スル明カナラス
之ヲ謀ル遠カラスシテ功ヲ一時ニ僥倖スル敗レサル者有ルヲ鮮シ有朋

30) 中川克一『近世偉人百話』、至誠堂書店、1909年、76頁～77頁。

31) 「10 史官 陸軍大輔 山県有朋」（『卿官房 明治六年四月一日被置』）。

浅陋ヲ以テ兵馬ノ重任ヲ受ケ罷免恐懼以テ今日ニ至ル然トモ才学下劣
其為ス所

聖恩ノ万一ニ報スルニ足ラス今陸軍ノ事務日ニ盛大ニ赴キ曾テ微ス
所ノ親兵モ既ニ解散シ始テ民兵徵募ノ大典ヲ起セリ此ノ時ニ当テ明察
遠謀ノ士其任ニ堪ユル者有テ之ヲ統括スルニ非スハ安ソ不拔ノ大
業ヲ成スヲ得ンヤ有朋碌々堪ル所ニ非ス而シテ久シク賢路ヲ塞ク恐ク
ハ天下ノ望ヲ失ハン且夫レ親兵今日ヲ以テ鮮シ有朋ノ職掌一局ヲ終フ
民兵ノ制明日ヨリ定リ有朋ノ力及フ所ニ非ス請フ有朋カ職任ヲ罷メ衆
ニ撰ンテ賢オヲ挙ラレンコトヲ其詳ニ至テハ三月五日已ニ太政大臣ノ殿
下ニ白セリ敢テ執奏ヲ乞フ恐懼屏營ノ至リニ堪ルナシ

明治六年四月十日

陸軍大輔山県有朋

史官 御中

この辞表の文言には、山城屋和助事件のことは何も触れられていない。徴兵令の制定によって一区切りがつき、それどころか、陸軍建設にあたって、天皇の信託を再確認しようというねらいから、自分以外にだれが外にしようかという自負の念が辞表の裏に隠されているようにすら思われる。

山県有朋の狙い通り、1873（明治6）年4月18日、一旦は陸軍大輔の辞表が受理され兼任していた陸軍大輔を免じられる³²⁾。この陸軍大輔辞任については、山城屋和助事件の「当局者としての責任は免れないのであって」、「山県は陸軍大輔も辞任しなければならなくなった」のであると、指摘されている³³⁾。しかし、同月29日には、新たに陸軍省御用掛を仰せ付けられ、同時に陸軍卿代理となり³⁴⁾、そして、同年6月8日には、陸軍卿に就任するのであった³⁵⁾。

32) 『陸軍省日誌』、明治6年、第14号。

33) 藤村道生『山県有朋』、吉川弘文館、1961年、52頁。

34) 『陸軍省日誌』、明治6年、第15号。

35) 『陸軍省日誌』、明治6年、第21号。

陸軍省の山城屋和助への野放図な貸付が、山城屋和助の切腹によって真相が闇に葬られることとなり、また、山県有朋への責任追及が立ち消えとなったとしても、陸軍省の不始末が存在したことは、誰が見ても明らかなのであった。

それでは、誰が責任を問われることになったのであろうか。現在のところ、公的第一次史料から処分が判明しているのは、陸軍省で陸軍大輔山県有朋に次ぐ地位の陸軍大丞船越衛、その下位の陸軍少丞木梨精一郎、同じく陸軍少丞種田政明、そして、陸軍省7等出仕西尾貞俊である。

また、これらの武官・文官のほか処分されたのは、山城屋和助の死により生じた軍需物資納入不足を利用して犯罪を犯した陸軍省11等出仕小林安足、小林安足の犯罪に荷担した陸軍省武庫正の陸軍中佐湯浅則和、武庫掛の文官林英吉、それに小林安足の犯罪に巻き込まれた海軍省武庫正の文官石川武直等も処分されているということである。

それでは、以下、具体的にこれらの陸海軍関係者の処分について見ていくことにしよう。

2 陸軍関係者の処分

時系列でいえば、陸軍関係者で最初に処分されたのは、陸軍省11等出仕であった主犯の小林安足、そして、連累の湯浅則和と林英吉である。

小林安足についてであるが、小林安足は、嫌疑を受けて取調が行われ、処分が決定する前の1873（明治6）年8月24日に「免出仕」すなわち免職となっているので³⁶⁾、正式には、元陸軍省11等出仕・京都府士族として、1875（明治8）年3月2日、死刑判決の申渡を受けたのであった³⁷⁾。

小林安足は、兵部省が陸軍省と海軍省に分割された直後の1872年4月12

36) 『陸軍省日誌』、明治6年、第41号。

37) 『陸軍省日誌』、明治8年、第19号。

日（明治5年3月5日）に陸軍少録に任じられ³⁸⁾、1872年12月3日（同年11月3日）に陸軍権中録に昇進³⁹⁾、その後、口供書によれば、1873（明治6）年8月に、陸軍省11等出仕に任じられ、犯罪時には、陸軍省会計局分課武庫司派出であった⁴⁰⁾。

(1) 小林安足の口供

それでは最初に、1874（明治7）年2月の小林安足の口供書を見ていくことにするが⁴¹⁾、長文なので、内容から見て、適宜区切りをつけて見ていくことにしよう。なお、小林安足は、この口供書によれば、1874（明治7）年2月で「三十三年六ヶ月」とあるので、その生年は1840年9月（天保11年8月）であることがわかる。

京都府貫属士族

小林安足申口

当二月三十三年六ヶ月

当御省会計局在職中亡山城屋和助上納品不足ノ分直安ノ靴弾直樹名前
ニテ上納武庫司定価ニテ買上其利益金ヲ以テ外品購求致シ相償可申段
私發言周旋仕且前書利金ノ内受納其外金員不正ノ取扱仕候始末御札問
ニ候

まず、山城屋和助の死による納品不足を契機に、会計担当として金銭出納上の不正を行った件で、札問を受けるに至ったことが述べられている。

続けて言うには、

38) 『陸軍省日誌』、明治5年、第2号。

39) 『陸軍省日誌』、明治5年、第33号。

40) 武庫司とは、1869年9月（明治2年8月）に兵部省に置かれた寮司の一つで、武器・弾薬・被服等の調達を担当する部署である。

41) 『太政類典』、第2編、第241巻、第4類、兵制40、軍律及行刑5止。

此段去ル未年八月旧兵部省出仕拜命会計分課被申付全月武庫権少令史拜命追々昇等昨西八月中十一等出仕拜命会計局分課武庫司派出中全月免職相成申候在職中一昨申年亡山城屋和助へ背囊壹万個製造被命右代金前借トシテ金壹万四千元兩度ニ御貸下ケ相成候処右背囊六千個ニテ跡相納ニ不及旨達有之

1872年（明治5年）、山城屋和助へ背囊1万個製造を命じ、その「前借」として、山城屋和助に1万4000円を2度に分けて貸し付けていたが、しかし、6000個の納入で充分であるとの達があったという。

追々上納中全十一月全人致自殺右ニ付武庫正湯浅則和会計監督林英吉ヨリ全人へ貸下金上納品共取調候様達ニ付兩人ト供ニ帳面取調候処上納品并地品等取調トハ価難相分候ヘトモ御下金ト差引凡式千円計不足ト見込置候時ハ不都合モ有之間敷ト三人申合セ其後和助手代政助へ上納品并上納可致物品等代価積リ書差出候様相違候処壹万四千元余ノ書面指出候ニ付御下金ト差引格別ノ過不足無之儀ト一応安心仕候ヘトモ尚亦全司出入商人并彈直樹手代共へ山城屋ヨリ上納可致地品等為相積候処右ノ内毛皮類庫中積置湿気ニ触候故歟多分ノ損破ニテ政助積書ト大ニ相違都合凡三千円計ノ不足相立候ニ付右次第廉書ヲ以テ湯浅武庫正林監督へ申出候処兼テ本省ヨリ和助へ下金上納品ト差引過不足無之哉尋有之候節為差御損失ニハ相成間敷哉ニ監督被答置候末前書ノ通案外ノ不足ヲ生シ兩人殊ノ外心配ノ様子畢竟私重ニ担当致居候事ニテ兩人へ対シ候テモ申訳無之心痛仕

追々物品納入中に山城屋和助が自殺したので、武庫正の湯浅則和・会計軍吏の林英吉と共に、貸下金と納入品の差引勘定を調べたら差引2000円位不足と見込まれ、それで不都合はないであろうと3人で申し合わせた。その後、山城屋手代政助が納入済み及び今後の納入予定は計1万4000円余と

いう見積書を提出したので、差引勘定の過不足はないと一安心したが、念のため武庫司出入りの商人や弾直樹手代らにも見積もらせると⁴²⁾、山城屋手代の見積もりとは大いに相違し、3000円程の不足が見込まれた。

それで、湯浅則和・林英吉にその旨報告したところ、既に本省からの問合せに対して、林がさしたる過不足はないと答えていたのに、「案内ノ不足」が見込まれる事態となったので、湯浅則和・林英吉兩人共に「殊ノ外心配」する様子であったという。

種々勘考仕候処其以前山口県士族田辺嘉三郎ト申懇意者ヨリ安直ノ舶来靴壹万足府下商人松本理三郎ト申者売捌度申居候間周旋致シ呉レ候様被相頼候ヘトモ其俣ニ致置候間前書和助上納品不足ノ分ヘ右安直ノ靴弾直樹名前ニテ為相納武庫司定価ニテ買上其利益金ヲ以テ右不足ヲ償仍其上利益金ハ私密ニ受納可仕ト不凶不良ノ心ヲ生シ武庫正并監督宅へ罷越シ和助上品不足出来不都合ニ相成候儀ハ全ク私取調不行届ヨリ事起り心配相掛ケ候段申訳無之重々不束ノ至ニ候然ル処幸ヒ安直ノ舶来靴売物有之右ヲ弾直樹名前ヲ以テ上納定価ニテ買上取計候ヘハ多分ノ利可有之右ニテ背囊相求上納不足ヲ償ヒ候ヘハ失錯モ不顕至極穩便ノ取計ニテ内向キ直樹儀山城屋ヲ相助ケ候筋ニ当リ可然ト愚考仕候旨言ヲ巧ミニ申出候処其節ハ只心配ノ旨被申聞候迄ニテ可否ノ答無之候ヘトモ右靴ノ儀承リ可置ト

そこで、府下商人松本理三郎が「安直ノ舶来靴一万足」を売り捌きたいと言っているのもその周旋をしてほしいと、懇意にしていた山口県士族田

42) 弾直樹は、「穢多・非人」を支配した弾左衛門の十三代目で、1870年（明治3年）に洋式皮革・軍靴製造を始め、1872年（明治5年）に兵部省から軍靴を10年間納入する注文を受けたが、製造技術と経営の未熟のため一方的に解約された。なお、『国史大辞典』第9巻「弾直樹」の項（吉川弘文館、1988年、351頁）を参照。

辺嘉三郎から以前に頼まれていたのを思い出し、弾直樹名義を以て、この「安直ノ舶来靴一万足」を武庫司定価で買上げれば、その差額の「利金」が得られ、上記山城屋和助に注文した背囊不足も償われて「失錯」も表沙汰にならず、「至極穩便ノ取計ニテ内向キ直樹儀山城屋ヲ相助ケ候筋ニ当リ可然」と考え、湯浅則和と林英吉に「言ヲ巧ミニ申出」たところ、「右靴ノ儀承リ可置」と、別段「可否ノ答」はなかったというのである。

更に続けて述べる。

私一己ノ所存ニテ翌日嘉三郎宅へ立越兼テ嘶有之候舶来靴直樹名前ヲ借相納リ候様精々周旋可致旨談判仕置其後武庫正并監督宅へ相越尚又償方ノ儀申伸候処右ハ直樹方ニテ不都合ハ無之哉被相尋候ニ付其儀ハ私ヨリ程能相談仕候へハ差支ハ有之間敷旨相答候処然ハ船越大丞へ開合候方可然被申聞候ニ付陸軍大丞船越衛宅へ相越シ右償方ノ儀懇々申伸候処舶来靴買上候儀ハ武庫正権内ニ有之不都合ハ無之候へトモ其利益金ヲ以テ山城屋不足ヲ償候儀ハ不可然旨被申聞候ニ付此儀ハ聞捨ニ被下度ト申出候処尚又右靴買上候儀ハ聊差支無之段拙者相答候旨武庫正へ申出候様重テ被申聞候口氣ニテハ表向償候儀ハ不宜内実ニハ可然哉ノ意味ニ可有之ト推察仕且私不良心相生候ヨリ是非償方取計其利益金ハ自身受納可致ト決心仕武庫正宅へ相越シ船越へ前条承合候処償方ノ儀ハ不可然尤舶来靴買上ノ儀指支無之旨兩度迄被申聞候元来右靴買上ノ儀ハ山城屋不足ヲ償候為メノ事ニ候処右様兩度迄大丞被申聞候口氣ニテ相考候へハ償方ノ儀モ内実ハ可然哉就テハ指支無之事ニ存候且ツ右償候儀自然相頭候共船越始武庫正監督へモ決テ心配相懸ケ申聞敷私一人ニテ引受ケ申訳可仕候間此儀承知相成度段申伸候処右等大丞ノ申聞有之上ハ於拙者異存無之尚右償方ノ儀当時派出寺田監督へモ相談可然武庫正被申聞候ニ付此儀寺田監督等へ相嘶候テハ決テ不宜孰レへモ口外不致方可然旨相答候処承知被致候

湯浅に会った翌日、田辺嘉三郎宅へ行き、弾直樹名義での舶来靴購入に向け周旋すると伝え、それより湯浅・林の宅へ回ると、弾直樹の名義で不都合はないのかと問われたので、差し支えはないと答えた。すると、陸軍大丞船越衛へも、この件を伝えておくように言われたので早速船越宅へ行ったところ、購入の決定は武庫正の権限内なので問題はないが、その利益金で山城屋納入品不足の帳尻を合わせるのはいさしくないと言うので、この件は「聞捨ニ被下度ト申出」たが、表向きは帳尻合わせはいさしくないとは言うものの、暗黙には了解しているような「口気」であった。そこで、自分は「不良心相生候ヨリ是非償方取計其余利金ハ自身受納可致ト決心」したのである。

それで、再度湯浅に、船越衛の口ぶりから推量すれば、「償方ノ儀モ内実ハ可然哉」と思われ、万一表に出ても「船越始武庫正監督ヘモ決テ心配相懸ケ申間敷」と伝え、船越大丞がそのような「口気」であれば、「拙者異存無之」ということになった。尚、寺田監督へも相談してみよと言われたが、それは、「決テ不宜孰レヘモ口外不致方可然」と話すと、それも「承知」されたというのであった。

夫ヨリ私嘉三郎宅へ罷越舶来靴ノ儀ハ何時ニテモ納方差支無之哉相尋候処差支無之趣ニ付早速直樹宅へ相越山城屋事件委曲申伸就テハ舶来靴壹万足其許名前ニテ上納願立呉度頼談仕候処全人儀兼テ懇意ノ訳ヲ以テ無拋承知致呉候様相考申候其後理三郎私宅へ相越靴御買上ノ儀頼有之候ニ付代価相尋候処一足ニ付壹円貳拾五銭位ニ相働可申段申出候ニ付私脇方ニテ承候ヘハ当時舶来靴下直ニ相成品ニヨリ候テハ五拾銭或ハ壹円位ニテモ可有之旨申聞置候尚又理三郎へ申聞セ候テ此度買入沓ノ儀段々配慮致遣候間可成丈下直ニ相納可申且亡山城屋和助上納品不足ニ付其掛ノ者心配罷在穩便ニ償置候事ニ相成候段事実打明ケ申聞セ候処理三郎儀元代金一足ニ付凡壹円六銭貳厘五毛ニ付諸雜費凡六百円余相掛候間其上ハ可然益金相渡呉候様申出候左候時ハ直樹上納定価

ニ比候へハ多分ノ利潤有之右ノ内三千円ハ和助上納品不足償候為手許
へ引取度申聞セ候処理三郎承知仕候

そこで、田辺嘉三郎宅へ行き、納入時期はいつでも構わないということ
を確かめ、次いで弾直樹宅で名義の件の承諾を得た。その後、松本理三郎
が自宅へきたので、舶来靴の代価を尋ねると1足につき1円25銭位と言う
ので、舶来靴の値段は近頃下落し、品によっては50銭から1円位であろう。
さらにまた、山城屋納入品不足の事情を「打明ケ」と、松本理三郎は、
1足につき1円6銭2厘5毛で諸雑費は約600円余かかるので、武庫司定
価との差額利益の幾分かを配分してほしいと申し出た。それで、「利金」
のうち「三千円ハ和助上納品不足償候為手許へ引取」りたいということで、
松本理三郎も承知したのであった。

其後武庫正ヨリ書面ヲ以テ靴買上ノ事件ハ見合セ候様被申越且監督ヨ
リモ同様被申聞候ニ付早速買上ノ儀破断候テモ差支無之哉田辺嘉三郎
へ申聞候処最早手付金モ相渡シ引取候際ニテ今更変約ノ儀ハ理三郎迷
惑可致旨申聞候ニ付其旨武庫正へ申出彌買入ノ事ニ相決去酉二月末頃
右靴武庫司へ上納相成候

その後、湯浅・林から靴買上の件は見合わせたいと書面で言ってよこし
たが、最早手付金も渡しており、「今更変約ノ儀」は松本理三郎も迷惑で
あるということを湯浅等に伝えたところ、「彌買入ノ事ニ相決シ」、1873（明
治6）年2月末に舶来靴が納入の運びとなったというのである。

そして、差額の「利金」の分配についての話になる。

其際理三郎ヨリ申出候ニハ右靴壹万足ノ約定ニ候処壹万千足一纏メニ
相成居候ヲ以テ不残買上呉候様申出ニ付任其意置逐テ武庫正へ其段申
出一足ニ付理三郎買取候原価洋銀八分六厘六毛此金壹円六銭貳厘五毛

合計九千九百貳拾貳円ト九拾壹錢六厘六毛ニ相成候由右品上納為仕直樹上納靴定価一足ニ付壹円五拾錢此金壹万六千五百円手形直樹名前ニテ一枚ハ償品買上候方へ相廻シ候分三千円一枚ハ壹万三千五百円都合二枚ニ私仕立一万三千五百円ハ三月七日理三郎へ直ニ相渡シ其後品川町万林ト申料理亭へ理三郎全道罷越シ最初右靴納方ニ付私并嘉三郎周旋致候ヲ以右利益金配当可致ト理三郎申聞ケ相談ノ上七百円ハ嘉三郎へ千〇七拾七円ト八錢三厘四毛ハ私へ千円并八百円諸費用金子利金トシテ理三郎へ受納可仕ト互ニ示談ノ上配分仕候

納入の際に松本理三郎が言うには、1万足の約定ではあるが、1万1000足で一纏めなので総て購入してほしいというので、そのようにした。松本理三郎が買い取った原価は1足に付き洋銀8分6厘6毛、日本円で1円6錢2厘5毛、合計9922円91錢6厘6毛である。弾直樹の上納定価は1足に付1円50錢、計1万6千5百円である。手形にして、1枚は弾直樹の名で「償品買上候方へ相廻シ候分」で3000円、もう1枚は1万3500円と都合2枚にして、2枚目は3月7日に松本理三郎に渡した。

その後、品川町万林という料理屋で、「利金」の分配を決めた。舶来靴購入を斡旋した田辺嘉三郎に700円、自分には1077円8錢3厘4毛、そして、松本理三郎の取り分は1800円としたというのである。

そして、自分取り分の使途などについては、次のように述べている。

其時分私配当分ノ内七百円ハ相応利足立ヲ以テ何方ナリトモ貸置候方可然旨理三郎申出ニ応シ全人ニ相渡シ府下商人八田彦七ト申者縞羅紗質ニ入金子借用ノ儀申出候由ニ付理三郎所持金へ合シ貸附候儀全人ヨリ申出ニ任セ貸付残金三百七拾七円ト八錢三厘四毛理三郎ヨリ受納仕諸用ニ遣果申候

すなわち、取り分1077円8錢3厘4毛のうち、700円は松本理三郎が府

下商人八田彦七に貸し付けるのに任せおき、残金377円8銭4毛を松本理三郎から受け取り、諸用に遣い果たしたというのであった。

さらに、山城屋納品不足関係についても、以下のように自供している。

右残り手形一枚三千円前書和助上納不足償ノ方へ指廻ニ付正金ニ引換内千弍百円ハ森村屋市左衛門方ニテ背囊五百弍拾背買取外ニ西村勝三ヨリブラシ壹万三千本余軍靴千足小胴乱弍百九拾組買取此金千八百八拾四円五拾銭ノ処右ノ内千七百三拾壹円正金ニテ相払百五拾三円五拾銭ハ御不用相成居候和助上納品ノ内右毛皮四百五拾四枚セールズブック六反相下指引残六拾九円ハ諸用ニ遣捨申候

すなわち、山城屋納品不足の「償ノ方」に回した3000円の手形は正金に換金し、その内1200円は森村屋市左衛門から背囊520背を買い取り、外に西村勝三からブラシ1万3000本余、軍靴千足、小胴乱290組を買い取り、この金額は1884円50銭であったが、その内1731円を正金で払い、153円50銭は、不用となった和助上納品の内、毛皮454枚・セールズブック6反を相下げ、差引69円は諸用に遣い捨てたというのである。

また、帳簿関係については、次のように述べている。

前書市左衛門ヨリ買取候背囊五百弍拾背ノ内五百拾八背并勝三ヨリ買取候品物不残和助上納品ニ相計ヒ靴買入利益金ノ内弍千九百三拾壹円ノ金ヲ以テ諸品買上仕り上納帳表ニハ五千七百弍拾円ノ品ト相頭シ最初取調仕候和助上納ニ可相成品ノ内へ差加へ都合壹万六千六百〇八円九拾弍銭〇三毛本払帳私取拵前書兼テ御下ケ相成候壹万四千円外ニ過金百拾壹円拾七銭〇三毛指引弍千四百拾七円七拾五銭全人へ下可遣ノ処兼テ上納相成居候背囊塩入相成難相用分千拾八背有之替品上納候歟又ハ代金上納候歟双方ノ内ニ可取計旨達置候処和助死夫ニテ右不相運是亦不都合ニ付代金返納ノ帳面上ニ私取扱指引勘定仕候前書舶来靴買

入取扱候以来私不正ノ金員遣払且受納仕候分合計千百四拾六円〇八銭
三厘四毛ニ御坐候

森村屋市左衛門と西村勝三から買い取った物品は山城屋の納品に取り計らい、舶来靴買入の利益金の内2931円で諸物品を買い上げ、「上納表」には5720円と記した。そして、その金額を最初に取り調べた「和助上納ニ可相成品ノ内」へ差加え、都合1万6608円92銭3毛と「本払帳」へ記入した。そして、予ての支払金としての1万4000円の外、過金111円17銭3毛、差引2417円75銭を山城屋和助へ下げ遣わすべきのところ、「兼テ上納相成居候背囊塩入相成難相用分」が1018背あったので、代替品を納入するか、または代金を返すか、どちらにするかといっている中に、山城屋和助が自殺したので「夫ニテ右不相運」、不都合な事態となったので「代金返納」と帳簿上は取り繕ったのであった。

結局、舶来靴買入の件に関して、小林安足が「不正ノ金員遣払且受納」した総額は、1146円8銭3厘4毛に上るのであった。

さらに、海軍省武庫正石川武直が関係する件について、以下のように、自供した。

一一昨西五月直樹ヨリ金策被相頼山村新兵衛儀海軍武庫司へ上納金
三千円有之候ヲ承知仕全月十三日全人宅へ相越右金直樹へ貸呉候様相
談仕候処右金ハ追々全司へ上納ノ儀ニ付貸遣候儀難相調申ニ付兼テ懇
意ニ仕候海軍武庫正石川武直へ直樹金円指支候ニ付周旋被相頼候次第
事実中浜新兵衛ヨリ上納日延ノ儀聞届呉候様書面ヲ以テ依頼仕候処表
向キニテハ難聞届候ヘトモ不表向六月五日迄猶予致可遣旨ニ付其趣新
兵衛へ申聞候処石川武庫正承知ニ候へハ可貸渡申聞候ニ付直樹方ヨリ
諸皮類引宛ヲ以テ右証書全人手形笠原栄助持參候ニ付私證人ニ相立名
前書加へ全人ニ為持遣候処石川武庫正名前無之テハ出金不相成趣ヲ以
テ持帰申候

1873 (明治6) 年5月、武庫司出入り商人弾直樹より金策を頼まれ、山村新兵衛が海軍武庫司へ3000円を上納することになっているのを承知していたので、同月13日、山村新兵衛宅へ行き、その3000円を弾直樹へ融通してほしいと相談した。すると、その金は海軍武庫司へ上納するので貸せないという。そこで懇意の海軍省武庫正石川武直に弾直樹が金繰りに困っているのを周旋を頼まれていることを話すと、表向きは認められないが、6月5日まで延期してもよいということになった。そこで、山村新兵衛にもその趣を伝えると、石川武庫正が承知であるならば貸すという話になり、弾直樹が毛皮類を担保に借金証書と手形を手代の笠原栄助が持参したので、自分が証人として名前を書き加え山村新兵衛宅へ出向くと、石川武庫正の名前がないと金は出せないとなった。

さらに、以下のように、続ける。

其砌新兵衛儀手代竹藏ヲ以テ石川武庫正へ彌貸渡不苦哉聞合候処表向ニテハ挨拶難及候ヘトモ私ヨリ談ノ儀承知ノ趣且石川証人ニ相成呉候様申出候処夫ハ以ノ外ノ儀乍去安足トハ懇意ノ事故此後談ニ寄り他ノ金円借入証人ニ相成候テモ宜敷トカ相答候由出勤掛忽卒ノ際承候様相覚罷在候然ル処新兵衛ニテハ全人証人ニ立呉候様望ノ趣ニ候ヘトモ右証書へ全人名前加入候儀ハ如何ニモ不都合ノ事ト存シ海軍武庫正実名新兵衛方ニテハ承知有之間敷石川武正ト偽名書加へ私裏印ヲ押シ海軍武庫正石川武直連印候様ニ取拵へ再ヒ持遣金三千円右栄助受取来候ニ付全人へ相談ノ上右ノ内五百円私一時融通ノ為メ借用仕申候

それで、山村新兵衛手代竹藏が、石川武庫正に証人になってくれるかと聞くと「夫ハ以ノ外」であるが、「他ノ金円借入」なら証人になってもよいと、答えたというのであった。山村新兵衛は石川武庫正に証人となってほしいようだが、それは如何にも不都合と思われたので、石川武正と偽名を書き加え「私裏印ヲ押シ海軍武庫正石川武直連印候様ニ取拵」え、山村

新兵衛手代栄助が3000円受取に來た際に、500円を一時融通のため「借用」した。そして、

其後右金返弁ノ期ニ及候ヘトモ返金難相調ニ付新兵衛ヨリ海軍武庫司へ納方日延願立候処壹円ニ付一日三厘ノ割ヲ以テ利足相加ヘ上納可致日延ノ儀ハ聞届相成候六月廿三日千五百円直樹ヨリ返金残り千五百円遅延中全七月十六日右証書偽名私執筆調印候儀ニ付石川武庫正ヨリ預不審候ニ付右証書へ書入候証人ハ余人ニテ返金ノ儀相違無之候ヘハ子細有之間敷談判仕直樹方へ相越残金及催促候ヘトモ難相調七月廿五日迄日延談判仕証書直樹親類ヨリ差遣候儀承知罷在候

その後、石川武庫正は、1円につき1日3厘の利足で、上納延期を承諾した。6月23日に弾直樹が1500円を返金したが、残りの1500円は返金が遅れた。そのうち「証書偽名私執筆調印ニ付」石川武庫正から不審に思われてもいるので、7月16日、「右証書へ書入候証人ハ余人ニテ返金ノ儀相違無之候ヘハ子細有之間敷」と弾直樹方へ行き催促したが返金されず、7月25日まで延期の談判となり、弾直樹親類より証書を差し入れたと承知しているというのであった。

そして、以下のように、犯罪が発覚するのを恐れていたが、遂に発覚し取調を受けるに至ったと述べている。

舶來靴買上ノ儀發言以來私專任周旋仕終ニ湯淺武庫正林監督等為致全意其外直樹上納品代価下渡ノ砌全人へ無断ニテ私且新兵衛ノ為メ種々融通方仕役所帳面上ニハ何千何百円幾日相渡ト有之直樹方帳面ト受取高日限等齟齬致シ万一發覚候節ハ不容易儀ト存付役所帳面書抜き直樹手代中井金兵衛へ前条私融通ノ為メ無断ニテ一時遣払等仕候儀事実申聞セ役所帳面へ直樹方製造所帳面ト符合相成候様取計可致旨申含帳面ヨリ書抜き相渡申候且直樹方手代ノ者共ニ被相誘度々酒樓ニ立越馳走

ニ相成候儀有之申候右事件発覚昨酉九月十三日当御役所へ被召出御留置追テ監倉入御申付相成申候尚費用仕候金并取引金ノ儀ハ委細別紙ノ通り相違無御坐候

すなわち、役所帳面と弾直樹方製造所帳面と「受取高日限等」が齟齬しているのが万一発覚すれば、容易ならざる事態となるのを恐れ、帳面が符合するように、役所帳面から書き抜き、それを弾直樹手代中井金兵衛へ渡した外、手代等に酒樓で度々接待を受けたりした、しかし、犯罪が発覚し1873（明治6）年9月13日取調を受け、監倉入りとなったというのである。そして最後に、以下のように、自己の犯した犯罪を総括している。

前件申上候処山城屋和助上納品不足相立候ヨリ内分償方ノ儀存付且不良ノ心ヲ生シ武庫正湯浅則和会計監査林栄吉へ申勸メ直安ノ舶来靴弾直樹名前ニテ買入全人上納ノ表ニ取計右利益金五千七百七拾七円八錢三厘四毛ノ内三千円ヲ引取式千九百三拾壹円ヲ以テ背囊并属具等他ヨリ買入和助上納ノ訳ニ取計本払相立残金六拾九円ハ私用ニ遣捨又式千七百七拾七円八錢三厘四毛松本理三郎へ相渡置内千七拾七円八戰三厘四毛全人ヨリ受納其他直樹金子借用ノ證書中海軍武庫正石川武直ノ偽名書加へ候等ノ儀御糺ヲ蒙リ奉恐入候 七年二月

以上の小林安足の自供書には、別紙として「利金」の明細等が、以下のように記されている。

別紙

一金壹万六千五百円也

右ハ武庫ヨリ下ケ金舶来靴壹万千足代金但一足ニ付定価壹円五拾錢

内訳

金九千九百貳拾貳円九拾壹錢六厘六毛

右ハ理三郎引取候分舶来靴壹万千足代金原価壹足ニ付壹円六戦式厘五毛

金三千円

内式千九百三拾壹円

右安足引取森村屋市左衛門并西村勝三等ヨリ買取候諸品代金

金六拾九円 安足遣払候分

金八百円

右横浜ヨリ理三郎靴引取ノ節雑用ノ分

金千七百円

右理三郎利益受納

金千七拾七円八錢三厘四毛

右利益金ノ内安足受納候分

ノ

一金二百五拾円也

一昨壬申九月廿五日六千七百五拾円彈直樹へ靴代トシテ下金ノ処全廿九日五千五百円相渡残千貳百五拾円無断ニテ私自宅へ持帰一時融通ニ仕追テ右ノ内五百円昨酉一月上旬直樹手代栄助へ相渡四百円全四月中旬品川町万林ト申料理屋ニテ全人手代嘉之助へ相渡百円全五月同所ニテ全人手代佐助へ相渡残り金私諸用ニ遣捨申候

一金四百円也

昨西七月晦日私地券壹枚并長瀬義幹地券壹枚為引宛蓬萊社ニテ本文ノ通借用仕候

一金三百六円三拾七錢貳毛

一昨申年以来山村新兵衛ヨリ正金借受ケ且ツ衣類立替分合計右ノ通御坐候処一時返弁仕候儀ニ至リ不申万一發覚候テハ不相成ト存昨西九月中罷越シ立替貫候金円皆済ノ事ニ取計受取書貫度尤都合次第返金可致旨相談仕候処全人儀モ兼テ懇意ノ儀ニ付迷惑ノ体ニハ候ヘトモ承知致シ帳面上消シ具申候

安足引負金

一金千七拾七円八錢三厘四毛也

理三郎ヨリ受納分

一金六拾九円也

市左衛門并勝三等ヨリ買上品代残り遣払候分

一金貳百五拾円也

直樹分遣込

一金四百円也

蓬萊社ニテ借用

一金三百六円三拾七錢貳毛也

山村新兵衛方正金借并衣類代立替候分共

(2) 湯浅則和の口供

湯浅則和は、山口県出身で、1871年12月31日(明治4年11月20日)に兵部大輔山県有朋が太政官正院に申進し⁴³⁾、兵部省陸軍武庫大令史から陸軍武庫正に任じられた⁴⁴⁾。そして、1872年12月24日(明治5年11月24日)に陸軍少佐に任じられ⁴⁵⁾、1873(明治6)年3月18日に陸軍中佐に昇任し⁴⁶⁾、同年6月25日に正六位に叙せられた⁴⁷⁾。

1873(明治6)年9月30日、陸軍大輔西郷従道は、以下のような伺いを、正院に出した⁴⁸⁾。

43) 『諸官進退状 辛未十一月十二月 三』。

44) 『官員全書 その一』, 明治壬申五月。

45) 石井良助編『太政官日誌』第6巻, 東京堂出版, 234頁。

46) 同上, 296頁。

47) 『陸軍省日誌』, 明治6年, 第25号。

48) 「湯浅中佐裁判所於テ糾問伺」(『公文録 陸軍省之部全』, 第35巻, 明治6年10月)。

湯浅中佐取糺度伺

陸軍中佐湯浅則和

右者元当省十一等出仕小林安足奉職中不埒之筋有之二付取調候処前書
則和儀者右へ関係可有之哉ニ相聞候間停住申付陸軍裁判所ニ於テ一応
取糺致度此段相伺候也

明治六年九月卅日

陸軍大輔西郷従道

太政大臣三条実美 殿

追而至急御指揮相成度候也

小林安足の「不埒之筋」に関係していると思われるので、湯浅則和に「停住」を命じ、陸軍裁判所で「取糺」すことにしたいというこの伺は、1873（明治6）年10月2日に聞き届けられた。

それでは、小林安足の累犯として処分された湯浅則和の1874（明治7）年2月14日付の自供書を見てみよう⁴⁹⁾。

湯浅則和申口

当二月三十三年二ヶ月

亡山城屋和助武庫司へ上納品不足有之二付小林安足発言并周旋ニ任セ
右償方致シ候次第且山村新兵衛ヨリ金円取引ノ始末糺問ニ候

まず、山城屋和助の自殺により、武庫司への納入品不足が生じ、小林安足がそれを利用し犯罪を犯した件と、山村新兵衛との金円取引の件について、糺問を受けるに至ったというのである。

そして、小林安足の犯罪との関係については、以下のように述べている。

49) 『太政類典』、第2編、第241巻、第4類、兵制40、軍律及行刑5止。

此段一昨申年亡山城屋和助へ背囊壹万個製造被命右代金トシテ兩度ニ
 金一万四千円御貸下相成候処背囊六千個ニテ跡相納候ニ不及旨會計長
 ヨリ達有之追々上納中全十一月和助儀致自殺候ニ付監督林栄吉并小林
 安足等一同和助へ貸下ケ金上納品共帳面上取調候処上納品且全人ヨリ
 追々製作相納候地品等駈ト価難相分候ヘトモ御下金ト指引凡弍千円計
 不足ト見込置候時ハ不都合モ無之ト存其後全人手代政助へ上納品并上
 納可致物品等代価積書為指出候処一万四千円余ノ書面指出候ニ付御下
 金ト指引格別ノ過不足無之儀ト存候ヘトモ尚又全司出入商人并彈直樹
 手代共へ為相積候処右品ノ内毛皮類等庫中積置候濕氣ニ触候故歟多分ノ
 損破出来政助積書ト大ニ相違都合凡ソ三千円計ノ不足相立候趣廉書ヲ
 以テ安足申出候其前本省ヨリ和助へ下金上納ト差引過不足無之哉尋
之節為指御損失ニモ相成間敷旨英吉ヨリ答置候内私へ兼テ嘶モ有之候
 処前書ノ通意外ノ不足ヲ生シ心配罷在候央安足ヨリ申出候ハ和助上納
 品不足出来不都合ニ相成候儀ハ全ク安足不調ヨリ事起心配相掛候段
 重々不束ノ至ニ候然ル処幸ヒ府下商人松本理三郎ト申者直安舶来靴
 一万足売捌度趣ニ付右品彈直樹名前ヲ以テ全人上納靴定価ニテ買上取
 計候へハ多分ノ利益金可有之右ニテ背囊相求上納不足ヲ償置候へハ失
 錯モ不顕至極ノ穩便ノ取計ニテ内向直樹儀山城屋ヲ相救候筋ニ当リ可
 然ト愚考仕候旨申出候其節何等ノ答方モ不仕其後右事件尚又申出候ニ
 付右納方ニ付直樹ニ於テ不都合ハ無之哉相尋候処其儀ハ安足ヨリ談候
 へハ不都合有之間敷旨申聞候ニ付然ラハ船越大丞へ聞合候方可然ト申
 聞セ候其後安足船越大丞宅へ相越右事件懇々申伸候処舶来靴買上ノ儀
 ハ武庫正権内ニ付不都合ハ無之候ヘトモ其利益金ヲ以テ不足ヲ償候儀
 ハ不可然旨被申聞候ニ付此儀ハ聞捨ニ被下度旨申出候処尚又右靴ヲ買
 上候儀ハ聊差支無之此儀ハ武庫正へ申出候様兩度迄被申聞候元来靴買
 上候儀ハ山城屋不足ヲ償候為ノ事ニ候処右様再度迄大丞被申聞候口氣
 ニテ相考候へハ償方ノ儀モ内実ハ可然哉就テハ指支無之事ト存候且右
償候儀自然相顕レ候共船越ハ不及申私英吉へモ決テ心配相掛ケ申間敷

安足一人ニテ引受申訳可致候間此儀私ニ於テモ承知可致段申聞候ニ付
右等大丞ノ申聞有之上ハ私ニ於テ異存無之承諾仕右ハ当時派出寺田監
督へモ一応相談可然後日不都合相生候節不宜旨申聞候処此儀寺田監督
等へ相嘯候テハ決テ不宜孰へモ口外不致方可然旨相答候ニ付任其意置
候其後篤ト熟考仕候処山城屋上納品不足ニテ御損失相成候儀公然本省
へ申出ルトモ許可ノ上金子貸下候儀ニ付格別ノ不都合ハ有之間敷償候
儀不条理ト心付候間靴買上ノ儀ハ相止メ可申段紙面ヲ以テ安足へ申遣
候処全人相越右靴買上ノ儀最早破談候儀ニハ不相成ト申聞候ニ付買入
候事ニ相決申候其以來取計方巨細安足へ相任せ置右壹万千足一纏メニ
買取候儀モ跡ニテ承知仕右事件ニ付テハ万事安足へ任せ置巨細ノ処不
相弁打過其後山城屋本払牒全人取立指出候間一覽仕候背囊其外物品何
方ヨリ買入候哉且代金共委細不相心得分モ有之候処右靴一足ニ付壹円
六錢貳厘五毛右ヲ直樹上納定価一足ニ付壹円五拾錢此金壹万六千五百
円安足取計ヲ以テ手形式枚ニ仕成一枚三千五百円ハ理三郎へ靴代トシ
テ相渡シ今一枚三千円ノ内千貳百円森村屋市左衛門方ニテ背囊五百式
拾背買取千八百八拾四円五拾錢ヲ以テ西村勝三ヨリブラシ壹万三千本
余革靴千足小胴乱貳百九拾組買取右三千円ノ内千七百三拾壹円相払
百五拾三円五拾錢ハ御不用相成居候和助上納品ノ内右毛皮四百五拾枚
セールズツク六反相下ケ指引前条市左衛門ヨリ買取候背囊五百式拾背
ノ内五百拾八背并勝三ヨリ買取候品物不残和助上納品ニ取計上納帳表
ニハ五千七百式拾円ノ品ト相顕シ最初取調仕候和助上納ニ可相成品ノ
内へ指加へ都合壹万六千六百〇八円九拾貳錢〇三毛本払帳全人取扱前
書兼テ御下相成候壹万四千円外ニ過金百九拾壹円拾七錢〇三毛指引式
千四百拾七円七拾五錢全人へ下ケ可遣ノ処兼テ上納相成居候背囊塩入
相成難相用分千拾八背有之替品上納候歟又ハ代金上納候歟双方ノ内ニ
可取計旨遣置候処和助死夫ニテ右不相運是亦不都合ニ付代金返納ノ帳
面上へ安足取扱指引勅定仕候由右利益金ノ内千〇七拾七円ト八錢三厘
四毛理三郎ヨリ致受納且亦前書市左衛門ヨリ買取候背囊代金千貳百五

拾円ノ処千式百円両度ニ相渡シ残り五拾円ハ不相渡外ニ勝三ヨリ買取候品代残金拾九円都合六拾九円諸用ニ遣捨候由然ルニ前条安足ヘ悉皆相任セ置候故巨細ノ儀承知不仕分数々有之畢竟私真意ハ和助死夫ニ付テハ本省ヨリ多分ノ貸下金有之假令身代限ノ御処決相成候共御損失ハ多分ノ儀ト存加之武庫司ニテ前書不慮ノ不足ヲ生迎モ消却ノ道難相立付テハ安足取計ニテ表向直樹名目ヲ以テ靴上納利益金ニテ償方出来候ヘハ上ニ於テ御損失モ減少ト相考候間安足ヘ相任セ取計為致候処右ノ次第ニ立至リ殊ニ此度御尋問ノ節初テ承知仕候廉モ有之安足ヘ為任置取計仕候段奉恐入候

まず、湯浅則和が事実関係について供述している内容は、大筋に於いて小林安足が述べた供述内容と一致している。すなわち、舶来靴買上について「篤ト熟考仕候処山城屋上納品不足ニテ御損失相成候儀公然本省へ申出ルトモ許可ノ上金子貸下候儀ニ付格別ノ不都合ハ有之間敷償候儀不条理ト心付」いたので、「靴買上ノ儀ハ相止メ可申段紙面ヲ以テ安足へ申遣候処全人相越右靴買上ノ儀最早破談候儀ニハ不相成ト申聞候ニ付買入候事ニ相決」した。そしてその後は、「取計方巨細安足へ相任セ置右壱万千足一纏メニ買取候儀モ跡ニテ承知」したことなのである。「右事件ニ付テハ万事安足へ任セ置巨細ノ処不相弁打過」ぎ、「其後山城屋本払帳全人取立指出」したので一覧したところ、「背囊其外物品何方ヨリ買入候哉且代金共委細不相心得分」もあったというのである。

自分の真意は、山城屋和助が死亡し、それについては「本省ヨリ多分ノ貸下金」があり、「假令身代限ノ御処決」となっても、「損失ハ多分」に上り、そればかりか「武庫司ニテ前書不慮ノ不足」が生じ「迎モ消却ノ道難相立」く、「付テハ安足取計ニテ表向直樹名目ヲ以テ靴上納利益金ニテ償方出来」るのであれば、「上ニ於テ御損失モ減少ト相考」えて「安足へ相任セ取計為致」たのである。

しかし、小林安足が犯した犯罪の詳細な事実は、「此度御尋問ノ節初テ

承知仕候処ニ有之」とあるように、総て取調の際に「初テ承知」したものであるというのであった。

次いで、山村新兵衛との「金円取引」の件について、湯浅則和は、以下のように述べている。

一一昨申年中兼テ懇意ニ仕候山村新兵衛方ニテ私住居普請ノ砌立替金并衣類代立替共都合三百五拾九円ト五拾三銭五厘三毛外二角力見物トシテ林英吉等ト相越シ候節ノ入費三拾壹円ト八拾七銭五厘有之候処全人方へ全年中私預ケ金貳百七拾五円有之追々受取跡勘定等閑ニ相成居候中右立替金靴製造所三越則兵衛へ引渡ノ砌新兵衛ヨリ書廻候趣承リ甚不都合ノ事ト存昨西九月中旬頃全人養子山村啓三郎呼寄セ則兵衛方へハ当方ヨリ払相立可申林英吉モ同様ノ事ト存候間全人へ承り合セ全意ノ上ハ英吉分共私ヨリ相払可置旨相通候様申付候処英吉儀モ同意ノ旨啓三郎申出候依テ私兼テ新兵衛へ預金三百円余有之体ニ仕成帳面ヲ仕立此方へ指出置皆済ノ事ニ取計バケ併シ右則兵衛方へ相払候分即時持合金無之ニ付英吉私兩人分合テ五百円余ノ立替ニ相成候間五百五拾円差出呉候様申聞セ金子并取替貫候帳面共為指出私手許ヨリ兩人分別兵衛へ払方相済啓三郎へ相頼替貫候預金留帳破却仕候尤啓三郎へハ金出来次第返弁可致ト談置其後全人へ証書差出置申候

湯浅則和は山村新兵衛から、自分の「住居普請」の費用と呉服物などの衣類代を立て替えて貰っていて、その額は359円53銭5厘3毛であった、また、林英吉と共に角力見物に出かけた際の費用は31円87銭5厘であり、これは自分が立て替えたものであったが⁵⁰⁾、山村新兵衛へは275円を預けていて「追々受取跡勘定等」は等閑になっていたと述べる。

次いで、山村新兵衛が立て替えた分は「靴製造所三越則兵衛へ引渡ノ砌

50) 山村新兵衛の養子山村啓三郎の事情調書による（同上）。

新兵衛ヨリ書廻候趣」を聞き、それは甚だ不都合と思ひ、山村新兵衛養子山村啓三郎を呼び寄せ、自分が支払うことで話を通すように伝えた。依つて「私兼テ新兵衛へ預金三百円余有之体」に帳面を作成して自分の方へ差し出させ、「皆済ノ事ニ取計」らった。しかし、三越則兵衛へ支払う金がなかったので、林英吉の分と併せて550円とそれに作成させた帳面とを差し出させ、自分手許から三越則兵衛への支払いを済ませ、山村啓三郎に作成させた「預金留帳」を破却し、「啓三郎へハ金子出来次第返弁可致ト談置其後全人へ証書差出置」いたというのであった。

そして最後に、以下のように述べて、自供は終わっている。

前頭申上候処山城屋和助上納品不足相立候ヨリ内分償方ノ儀小林安足
発言ニ付全人周旋ニ任セ彈直樹名前ニテ直安ノ舶来靴買入全人上納ノ
表ニ取計右利益金ヲ以テ和助不足品ヲ償其他武庫司出入商人山村新兵
衛へ金円取引不束ノ始末御糺問ヲ蒙リ奉恐入候 七年二月十四日陸軍

すなわち、陸軍省発注の背囊が山城屋和助の自殺により納入不足となった「償方」の処理を、小林安足周旋による弾直樹名義での舶来靴買入で補填しようとしたこと、そして、武庫司出入商人山村新兵衛との金円取引という不束の始末について、「糺問」を受けることになって恐れ入ると締めくくっているのであった。

〈次号に続く〉

(本学名誉教授)